

# 第3章

# 国税・県税（参考）

## 国税のあらまし

### 直接税

所得税	復興特別所得税 <sup>※1</sup>
法人税	相続税
地方法人特別税 <sup>※2</sup>	贈与税
地価税 <sup>※3</sup>	地方法人税 <sup>※4</sup>
特別法人事業税 <sup>※5</sup>	

### 間接税等

消費税	航空機燃料税	地方揮発油税	登録免許税
酒税	関税	とん税	自動車重量税
揮発油税	たばこ税	たばこ特別税	特別とん税
石油ガス税	石油石炭税	印紙税	電源開発促進税
国際観光旅客税			

- ※1 復興特別所得税は、平成25年から令和19年までの各年分に適用されます。
- ※2 地方法人特別税については、平成20年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度に適用され、申告、納税手続は、県において法人県民税と併せて行います。
- ※3 地価税については、平成10年度から課税が停止されています。
- ※4 地方法人税については、平成26年10月1日以後に開始する課税事業年度から適用されます。
- ※5 特別法人事業税については、令和元年10月1日以後開始する事業年度に適用され、申告、納税手続は、県において法人事業税と併せて行います。

以下では、国税のうち、所得税と登録免許税について、そのあらましをご紹介します。  
 なお、くわしくは国税庁HP (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

### 所得税 個人の一年間の所得に対して課税される税金です。

<税額の計算方法> 次の算式によって計算します。  
 $(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{税額控除額等} + \text{復興特別所得税額} - \text{源泉徴収税額} = \text{申告納税額}$   
 所得金額の計算は、原則として個人の市民税と同じですので10ページをご覧ください。

#### <所得控除(令和5年分)>

種 類	控 除 額
1 雑損控除	原則として個人の市民税と同じ(12ページをご覧ください)
2 医療費控除	
3 社会保険料控除	
4 小規模企業共済等掛金控除	
5 生命保険料控除	①平成24年1月1日以後に締結(新契約)した介護医療保険料、一般の生命保険料、個人年金保険料の控除額(限度額40,000円) ア 20,000円以下…………… 支払保険料等の全額 イ 20,000円超 40,000円以下…………… 支払保険料等×1/2+10,000円 ウ 40,000円超 80,000円以下…………… 支払保険料等×1/4+20,000円 エ 80,000円超…………… 一律40,000円 ②平成23年12月31日以前に締結(旧契約)した一般の生命保険料、個人年金保険料の控除額(限度額50,000円) ア 25,000円以下…………… 支払保険料等の全額 イ 25,000円超 50,000円以下…………… 支払保険料等×1/2+12,500円 ウ 50,000円超 100,000円以下…………… 支払保険料等×1/4+25,000円 エ 100,000円超…………… 一律50,000円 ③新契約と旧契約の両方の控除の適用を受ける場合には、一般の生命保険料控除、個人年金保険料の控除のそれぞれの最高限度額は40,000円 ④①～③による介護医療保険料、一般の生命保険料、個人年金保険料のすべてがある場合の最高限度額は120,000円
6 地震保険料控除	(1) 損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料を支払った場合…………… 支払保険料の合計額(最高限度額50,000円) (2) 平成18年12月31日までに締結した一定の長期損害保険契約等に係る保険料を支払った場合 ①10,000円以下の場合…………… 支払保険料の全額 ②10,000円を超える場合… 支払保険料×1/2+5,000円(最高限度額15,000円) ※「長期損害保険契約等に係る保険料」とは、保険期間や共済期間が10年以上の契約で、満期返金などを支払う旨の特約があるものに係る損害保険料や掛金をいいます。 (3) (1)と(2)の両方がある場合…………… (1)と(2)の合計額(最高限度額50,000円)

種 類	控 除 額																																																																								
7 寄附金控除	(総所得金額等×40%または特定寄附金の合計額のいずれか低い方の金額)－2,000円(注) (注)特定の政治献金のうち政党や政治資金団体および特定の団体に対するものについては、税額控除の選択ができます。くわしくは税務署へおたずねください。																																																																								
8 障害者控除	1人当たり27万円(特別障害者は40万円、同居特別障害者は75万円)																																																																								
9 寡婦・ひとり親控除	27万円(ひとり親は35万円)																																																																								
10 勤労学生控除	27万円																																																																								
11 配偶者控除	<p>居住者の合計所得金額に基づき、次の表で求めた金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">居住者の合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者 (70歳以上の控除対象配偶者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>38万円</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超950万円以下</td> <td>26万円</td> <td>32万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超1,000万円以下</td> <td>13万円</td> <td>16万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※控除対象配偶者とは、合計所得金額が1,000万円以下の居住者と生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が48万円以下である方(青色事業専従者として給与の支払を受ける方および白色事業専従者を除く。)をいいます。</p>	居住者の合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者 (70歳以上の控除対象配偶者)	900万円以下	38万円	48万円	900万円超950万円以下	26万円	32万円	950万円超1,000万円以下	13万円	16万円																																																										
居住者の合計所得金額	控除額																																																																								
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者 (70歳以上の控除対象配偶者)																																																																							
900万円以下	38万円	48万円																																																																							
900万円超950万円以下	26万円	32万円																																																																							
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円																																																																							
12 配偶者特別控除	<p>居住者の合計所得金額及び配偶者の合計所得金額に基づき、次の表で求めた金額</p> <p>① 合計所得金額900万円以下の居住者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超95万円以下</td> <td>38万円</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>36万円</td> <td>120万円超125万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>125万円超130万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>130万円超133万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>21万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② 合計所得金額900万円超950万円以下の居住者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超95万円以下</td> <td>26万円</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>24万円</td> <td>120万円超125万円以下</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>21万円</td> <td>125万円超130万円以下</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>18万円</td> <td>130万円超133万円以下</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>14万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 合計所得金額950万円超1,000万円以下の居住者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超95万円以下</td> <td>13万円</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>12万円</td> <td>120万円超125万円以下</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>11万円</td> <td>125万円超130万円以下</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>9万円</td> <td>130万円超133万円以下</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>7万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできません。  ※2 対象となる配偶者は、生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が133万円以下である方(青色事業専従者として給与の支払を受ける方および白色事業専従者を除く。)で控除対象配偶者に該当しない方をいいます。</p>	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	48万円超95万円以下	38万円	115万円超120万円以下	16万円	95万円超100万円以下	36万円	120万円超125万円以下	11万円	100万円超105万円以下	31万円	125万円超130万円以下	6万円	105万円超110万円以下	26万円	130万円超133万円以下	3万円	110万円超115万円以下	21万円			配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	48万円超95万円以下	26万円	115万円超120万円以下	11万円	95万円超100万円以下	24万円	120万円超125万円以下	8万円	100万円超105万円以下	21万円	125万円超130万円以下	4万円	105万円超110万円以下	18万円	130万円超133万円以下	2万円	110万円超115万円以下	14万円			配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	48万円超95万円以下	13万円	115万円超120万円以下	6万円	95万円超100万円以下	12万円	120万円超125万円以下	4万円	100万円超105万円以下	11万円	125万円超130万円以下	2万円	105万円超110万円以下	9万円	130万円超133万円以下	1万円	110万円超115万円以下	7万円		
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																																						
48万円超95万円以下	38万円	115万円超120万円以下	16万円																																																																						
95万円超100万円以下	36万円	120万円超125万円以下	11万円																																																																						
100万円超105万円以下	31万円	125万円超130万円以下	6万円																																																																						
105万円超110万円以下	26万円	130万円超133万円以下	3万円																																																																						
110万円超115万円以下	21万円																																																																								
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																																						
48万円超95万円以下	26万円	115万円超120万円以下	11万円																																																																						
95万円超100万円以下	24万円	120万円超125万円以下	8万円																																																																						
100万円超105万円以下	21万円	125万円超130万円以下	4万円																																																																						
105万円超110万円以下	18万円	130万円超133万円以下	2万円																																																																						
110万円超115万円以下	14万円																																																																								
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																																						
48万円超95万円以下	13万円	115万円超120万円以下	6万円																																																																						
95万円超100万円以下	12万円	120万円超125万円以下	4万円																																																																						
100万円超105万円以下	11万円	125万円超130万円以下	2万円																																																																						
105万円超110万円以下	9万円	130万円超133万円以下	1万円																																																																						
110万円超115万円以下	7万円																																																																								
13 扶養控除	<p>①16歳以上の扶養親族(一般の控除対象扶養親族)……………38万円  ②19歳以上23歳未満の扶養親族(特定扶養親族)…………… 63万円  ③70歳以上の扶養親族(老人扶養親族)……………48万円  ④老人扶養親族に該当し、納税者またはその配偶者の直系尊属で同居を常況としている者(同居老親等)…………… 58万円  年齢はその年の12月31日現在で判定します。</p>																																																																								
14 基礎控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>個人の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下</td> <td>32万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	個人の合計所得金額	控除額	2,400万円以下	48万円	2,400万円超2,450万円以下	32万円	2,450万円超2,500万円以下	16万円	2,500万円超	0円																																																														
個人の合計所得金額	控除額																																																																								
2,400万円以下	48万円																																																																								
2,400万円超2,450万円以下	32万円																																																																								
2,450万円超2,500万円以下	16万円																																																																								
2,500万円超	0円																																																																								

<税率(速算表)及び計算のしかた>

課税される所得金額(A)	税率(B)	控除額(C)	所得税額
1,000円から 1,949,000円まで	5%	—	(A) × (B) - (C)
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円	
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円	
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円	
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円	
18,000,000円から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円	
40,000,000円以上	45%	4,796,000円	

(注)  
課税される所得金額に  
1,000円未満の端数  
がある場合には、これを  
切り捨てます。

<税額控除>

税額控除には、配当控除や(特定増改築等)住宅借入金等特別控除などがあります。くわしいことは税務署へおたずねください。

<復興特別所得税>

所得税額から税額控除額を差し引いた「基準所得税額」に2.1%を乗じます。

## 登録免許税

不動産の登記などをする場合に課税される税金です。

<税率(不動産登記の場合)> (令和5年4月1日現在)

登記の種類		税率
所有権 移転登記	原則	相続
		贈与
		売買
特例	令和6.3.31までに一定の条件に該当する住宅用家屋を取得し、自己の居住の用に供した場合で、取得後1年以内の登記	不動産の価額の0.4% ◇ 2.0% ◇ 2.0%※1 ◇ 0.3%※2※3
所有権 保存登記	原則	不動産の価額の0.4%
	特例	令和6.3.31までに一定の条件に該当する住宅用家屋を新築(または建築後使用されたことのない住宅用家屋を取得)し、自己の居住の用に供した場合で、新築(取得)後1年以内の登記
抵当権の 設定登記	原則	債権金額の0.4%
	特例	令和6.3.31までに一定の条件に該当する住宅用家屋を新築(または取得)し、自己の居住の用に供した場合で、新築(取得)資金の貸付けに係る債権の担保として行方、新築(取得)後1年以内の登記

- ※1 土地の売買による所有権の移転登記については、令和8年3月31日までは1.5%に軽減されています。
  - ※2 特定認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の新築等に係る登録免許税の税率は0.1%(戸建ての特定認定長期優良住宅の移転登記については0.2%)に軽減されています(令和6年3月31日まで)。
  - ※3 特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率は0.1%に軽減されています(令和6年3月31日まで)。
- (注) 特例の適用を受けるためには、市町村長(名古屋市の場合は市税事務所長)の発行する住宅用家屋証明書(42ページ参照)が必要です。くわしくは、市税事務所の家屋係へお問い合わせください。

<納付の方法>

印紙納付が認められる特別な場合を除き、現金を納付したことを証する領収証書を登記申請書に貼付して、登記所に提出します。(注)登記についてくわしいことをお知りになりたいときは、名古屋法務局(49ページ参照)などにおたずねください。